

京都市都市計画決定手続における公聴会・説明会開催要領

平成15年3月26日当初決定

平成15年11月12日改正

平成20年3月28日改正

平成24年6月18日改正

平成25年6月12日改正

本市が決定又は変更を行う都市計画について、都市計画決定手続における説明責任を向上させることを目的に、都市計画法（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づく公聴会等の開催手続等について、次のとおり規定する。

第1 定義

- 1 公聴会とは、本市が作成した都市計画の案の内容となるべき事項（以下「都市計画の原案」という。）について、住民及び当該都市計画に係る利害関係人が公開の下で意見を陳述する場をいう。
- 2 説明会とは、本市が作成した都市計画の原案について、本市が当該都市計画により影響を受ける区域の住民及び当該都市計画に係る利害関係人（以下「説明会の対象者」という。）に説明を行い、説明会の対象者が公開の下でその都市計画の原案に対して質疑し、意見を陳述することができる場をいう。
- 3 都市計画の軽易な変更とは、都市計画法施行令第14条に規定するものをいう。
- 4 公述とは、公聴会において意見の陳述をすることをいう。
- 5 公述申出書とは、住所、氏名並びに意見の要旨及び理由を記載した書面をいう。
- 6 公述人とは、公述をする者をいう。

第2 公聴会を開催する都市計画

- 1 次の各号に掲げるものに関する都市計画について、公聴会を開催するものとする。
 - (1) 区域区分
 - (2) 地域地区（生産緑地地区を除く。全市的な見直しのものに限る。）
 - (3) 環境影響評価法第38条の6に規定する対象事業等及び京都市環境影響評価に関する条例第37条に規定する対象事業
 - (4) 都市施設（法第15条第1項第5号に掲げるもの及び都市施設の全市的な見直しに限る。）
 - (5) 市街地開発事業（法第15条第1項第6号に掲げるものに限る。）
 - (6) 市街地開発事業等予定区域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、公聴会を開催する必要がないものとする。ただし、第2号については、そのつど都市計画課長が判断する。

- (1) 都市計画の軽易な変更
- (2) パブリックコメントを実施するなど京都市市民参加推進条例第9条第1項及び第2項の規定に基づく手続により、広く市民に意見を求めるもの
- (3) 住民等の権利義務や生活環境に変更が生じないもので、都市計画課長が特に必要がないと認めるもの

第3 説明会を開催する都市計画

1 原則として、すべての都市計画について、説明会を開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、説明会を開催する必要がないものとする。

- (1) 都市計画の軽易な変更
- (2) 生産緑地地区
- (3) 都市計画決定手続以外で既に説明会を開催したもの及びその他の周知方法により都市計画の原案の内容を周知したもののうち、都市計画決定手続上の説明会を開催することと同等の手続を実施したと都市計画課長が認めるもの
- (4) 住民等の権利義務や生活環境に変更が生じないもので、都市計画課長が特に必要がないと認めるもの

第4 説明会及び公聴会の主催等

1 公聴会は、都市計画課が開催するものとする。

2 説明会は、都市計画課及び原案の基礎となるものを作成した課等（以下「原課」という。）が共催するものとする。

3 都市計画課及び原課は、公聴会及び説明会の開催について相互に協力するものとする。

第5 公聴会開催の公告

1 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の3週間前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 都市計画の原案の概要の閲覧場所、期間及び時間
- (3) 公述の申出書の提出先及び提出期限、公述を申し出た者が定員を超える場合における公述人の決定方法
- (4) 公述を申し出た者の氏名及び意見の要旨が公聴会において配付されること。
- (5) 公聴会の傍聴定員、傍聴申込場所、傍聴申込期限、傍聴希望者数が傍聴定員を超

える場合における傍聴者の決定方法（先着順、抽選等）

(6) 公述人がなく、公聴会が中止となる場合があること。

- 2 市長は、前項の公告の日から2週間都市計画の原案の概要を公衆の閲覧に供するものとする。
- 3 公聴会の案内については、市民しんぶんへの掲載、広報発表、説明会の場での周知その他の必要な措置を講じる。

第6 公聴会の開催回数等

- 1 第2の規定に基づいて開催する公聴会の開催回数は、原則として1回とする。ただし、都市計画の原案を大幅に修正した場合など、市長が意見聴取の機会を再度必要と認める場合には、再度開催するものとする。
- 2 公聴会は、原則として、都市計画を定める土地の区域が存する区（当該区域が2以上の区にわたる場合は、それらのうち適当と認める1区）の公共施設その他の適当な場所で行うものとする。

第7 公述の申出

- 1 公述しようとする者は、公聴会の1週間前までに、公述申出書により、市長に申し出なければならない。
- 2 市長は、前項による申出があったときは、申出者に対し、公述に関する通知を行うものとする。

第8 傍聴

- 1 公聴会を傍聴しようとする者は、第5第1項第5号の規定に基づき公告された傍聴申込期限までに、傍聴申込場所において、傍聴を申し込むものとする。
- 2 傍聴希望者数が傍聴定員を超える場合においては、第5第1項第5号の規定に基づき公告された傍聴者の決定方法に従って傍聴者を定めるものとする。

第9 議長

- 1 公聴会における議長は、原則として、当該都市計画に係る課の課長級の職員が行うものとする。
- 2 議長は、公述の要旨を明確にするため、公述人に対して質問することができる。

第10 公述人の数及び決定方法

- 1 公述人の数は、原則として10名以内とする。
- 2 市長は、第7による申出を行った者が10名を超えたときは、同趣旨の意見を有する者のうちから、抽選により公述人を選定することができる。

第 1 1 公述

- 1 公述は、議長の指示に従って行わなければならない。
- 2 公述の順序は、原則として、公述人の氏名の五十音順による。
- 3 公述の時間は、原則として、15分以内とする。
- 4 公述は、公述申出書の内容の範囲内で行わなければならない。
- 5 公述人は、公述の間、議長に対して質問することができない。
- 6 議長は、公述人が前各項の規定に違反したとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その公述を禁止し、若しくは中止させ、又はその公述人に退場を命ずることができる。
- 7 議長は、公述の内容に明らかな錯誤等があると認めるときは、必要に応じ、その指名する職員に見解を述べさせることができる。
- 8 公述人は、不慮の事故等やむを得ない理由又は特別な事情がある場合を除き、代理人に公述をさせることができない。
- 9 前項の規定にかかわらず、法人等にあつては、当該法人等に属する者のうち当該法人の代表者が指名するものを公述人と認めるものとする。

第 1 2 秩序の維持

議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、公聴会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

第 1 3 公聴会の中止又は延期

- 1 第7による公述の申出がないときは、公聴会を中止する。
- 2 市長は、前項の規定により、公聴会を中止したときは、その旨を速やかに公告するものとする。
- 3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、第5第1項の規定に基づき公告した日時に公聴会を開催することができないときは、これを延期することができる。
- 4 市長は、前項の規定により公聴会を延期したときは、その旨を速やかに公告し、及び公述人に通知するとともに、京都市情報館への掲載その他の方法により広く市民に周知するよう努めるものとする。

第 1 4 記録の作成

- 1 市長は、公聴会の開催後速やかにその記録を作成することとする。
- 2 前項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、公述申出書の写しを添付し、議長が署名することとする。
 - (1) 公聴会の日時及び場所
 - (2) 都市計画の原案の概要

- (3) 出席した公述人の住所及び氏名
- (4) 公述の要旨
- (5) 趣旨ごとの意見の分類及び同趣旨の意見の人数（公述人を抽選で決定した場合は、抽選に漏れた公述申出人の意見の要旨を含める。）
- (6) その他公聴会の経過に関する事項

第15 記録の公開

- 1 公聴会の記録については、情報公開コーナーや京都市情報館で閲覧することができるような措置を講じるものとする。
- 2 公聴会における意見の趣旨ごとに本市の見解を述べたものを作成し、公聴会の記録とともに都市計画の案の縦覧図書と併せて閲覧に供するものとする。
- 3 当該都市計画案件を諮問する都市計画審議会において、公聴会の開催結果について報告するものとする。
- 4 前3項に規定する記録の公開に当たっては、第14第2項第3号の情報その他の個人情報に係る事項について、削除するなどの個人情報を保護する措置を講じるものとする。

第16 説明会開催の周知

市長は、説明会を開催しようとするときは、説明会の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を説明会の対象者に周知するものとする。

- (1) 説明会の日時及び場所
- (2) 都市計画の原案の概要

第17 補則

この要領に定めるもののほか、説明会及び公聴会に関し必要な事項は、都市企画部担当部長が定める。

附 則

この要領は、決定の日（平成24年6月18日）から実施する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年7月3日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領は、施行日以後において実施する都市計画決定手続から適用し、同日の前日までに都市計画決定手続を進めている事案については、なお従前の例による。